

宍粟市教育委員会告示第8号

宍粟市立学校給食センター運営規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年5月24日

宍粟市教育長          西岡章寿

宍粟市立学校給食センター運営規程の一部を改正する規程

宍粟市立学校給食センター運営規程（平成17年宍粟市教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（納入の時期）

第11条 給食物資の納入時期は、次のとおりとする。

- （1） 生鮮食料品類 当日納入する。ただし、これが困難な場合は冷蔵庫等で適切に温度管理を行う等、衛生管理に留意する。
- （2） 豆類、いも類、乾物類等 前日納入を可とする。
- （3） 調味料類及び油脂類等 随時納入を可とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。